

公 表 第 3 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月24日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
43, 44	総合政策部	シティプロモーション課	第4章 各部別 各論 (補助金) 1. 総合政策部 No2, No3. シティプロモーション事業補助金 (3)結果 (意見1) 平成28年度の段階で補助金の成果を測る方法として株式会社ブランド総合研究所が毎年行う、地域ブランド調査の「認知度」の全国順位を用いているが、プロモーションの結果が「認知度」の調査に反映されているかは疑問である。プロモーション活動の現場で、来場者にアンケートを実施するなどの方法で効果の測定を行っているが、首都圏においては実施されていないので首都圏にまで範囲を広げて実施することが望まれる。	意見	平成31年4月に首都圏で開催された物産イベントの久留米市ブースにて、来場者に対しアンケートを実施しました。今後も、アンケート内容や実施手法を精査しながら、首都圏で開催される様々なイベント参加の機会をとらえ、効果測定に努めてまいります。
51	協働推進部	協働推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No6. 久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金 (3)結果 (指摘1) 補助金による備品購入後のフォローについて 汎用性の高いものについては私的に流用されるおそれがあることから、その防止策を講じる必要がある。各交付先はもちろん市の担当課のほうでも定期的な備品台帳と現物の突合、使用状況等の確認を行い、適正な備品管理を行わなければならない。	指摘	平成31年4月以降、補助金による備品購入の際には、実績報告時に備品取得報告書(写真や型番などを記載)を提出していただき、次年度以降、備品取得報告書と現物との突合や使用状況の確認を行うよう、改善いたしました。(平成31年2月措置)
62	協働推進部	地域コミュニティ課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No11. 校区コミュニティ連絡組織補助金 (3)結果 (意見2) 当該協議会は、ホームページなどで各校区コミュニティ組織等の様々な活動や実績を写真等でわかりやすく説明しているが、かかる媒体の認知度は現状では高いとはいえない。各校区コミュニティ組織等の活動等が多くの人に認知されることは、各校区コミュニティ組織等の機能充実や発展につながり得ることから、より多くの市民に周知していくための施策を検討することが望ましい。	意見	より多くの市民に活動内容等を周知するため、まち連を通じて、各校区コミュニティ組織へFacebookの活用を促しました。Facebookとホームページを連動させることで、情報発信力の強化を図っています。  また、庁内の研修時や市内の学生へまちづくりの説明を行う際には、ホームページ等の周知を行っています。  今後、更に校区コミュニティ組織の活動等が市民に認知されるよう、ドリームスFMなどの他の媒体との連携についても研究をすすめてまいります。

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
68	協働推進部	安全安心推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No13. 防犯協会等補助金 (3)結果 (指摘1) 実績報告書における支出項目が、人件費、通信費など費目毎となっているものと、防犯宣伝費など活動毎となっているものがある。活動毎とした場合、様々な費目が混在するため金額も大きくなる。また、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。例えば、平成28年度において防犯宣伝費の中にパソコン用の机いすなどの事務用品等やドライブレコーダーが含まれているが、備品消耗品として管理すべきではないか。事業の運営上は、活動毎でもよいが、実績報告書では補助金を交付している以上、明瞭性が重視されることから、活動毎ではなく費目ごととするべきではないか。</p>	指摘	補助金交付団体と協議いたしまして、実績報告を事業ごとに費目まで記載するよう見直しました。
76, 77	協働推進部	安全安心推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No16. 交通安全対策協議会補助金 (3)結果 (指摘1) デモ信号機(4台)の財産管理について 平成28年度に購入しているデモ信号機(4台)は、交通安全に役立ててほしいという寄附者の意思を反映して、その寄附額の全額を充当している。当該デモ信号機は、交通安全対策協議会においても備品管理台帳等で管理されていない。 当該協議会において、備品管理台帳等の記載、市からの補助金をもって購入している旨の備考欄の記載を行い、その管理を徹底するなどの改善を要する。</p>	指摘	平成31年4月に久留米市交通安全対策協議会の備品管理台帳を整備し、市からの補助金を利用して購入している旨につきましても記載をするようにいたしました。

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
99	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 4. 健康福祉部 No27. 特定不妊治療費補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>現代の日本において少子高齢化に歯止めをかけることが喫緊の課題であることは言うまでもないことである。それは将来の人口減少が懸念される久留米市にとっても例外ではなく、当該補助金事業は人口増加への有意義な事業と考える。</p> <p>一方、不妊治療費と、その成功率を勘案すると、補助金事業の効率性の観点からは問題も提起される。</p> <p>上記(1)⑧ iiにおいて出産した女性が仮に一人の子どもを出産したと仮定すると、人口を一人増やすため毎年約70万円以上の負担をしている計算になる。</p> <p>また、助成後、補助事業自体は終了するのであるが、その出産した家族が助成後に継続して久留米市内に居住するか否かのデータは現段階で保有していない。</p> <p>将来的に魅力ある久留米市を創っていくためには、出産後も市内において安心して育児・子育てができるような環境の構築を、関連部局と連携して実施していくなどの方策が必要と考える。</p>	意見	<p>安心して出産できるよう、妊娠期より妊娠届出の際、全件保健師等の専門職が面接をし、妊婦の状況把握に努めています。また、出産後についても、新生児訪問(保健師等による全戸訪問)や乳幼児健診等の機会を捉え、状況に応じて適切な支援に繋ぐなど、関連部局以外にも、産科・小児科医療機関と連携し、情報共有を図っております。今後も、市内において安心して育児・子育てができるような環境を構築に努めてまいります。</p>
123, 124	子ども未来部	子ども施設事業課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No39. 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>加配保育士の資格要件について</p> <p>子どもの状況に応じた支援の拡充を図ることに加え、全国的な保育士不足の中で養護児に対して個別に保育士を充てることは難しくなっていることもあって、平成29年度から加配職員の対象を看護師、准看護師にまで範囲が広がられている。一つの集団の中に保育士と看護師、准看護師といった異なる専門性を持つ者が協力し合って保育を行うことは、より大きな効果が期待できると思われる。現状、加配されている保育士に看護師、准看護師が替わることができれば、保育士不足の解消にもつながるので積極的に看護師、准看護師への働きかけを行っていただきたい。</p>	意見	<p>平成30年度及び平成31年度当初に保育関係団体に対し、事業内容の説明を行い看護師等の人材活用の促進について周知を行いました。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
124	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No39. 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金 (3)結果 (意見2) 補助金の交付日について 補助金が6回に分けられて均等額が交付されているが、最初の交付日が10月上旬となっており、しかも10月に3回に分けて交付されている。交付日が遅くなっているため資金に余裕のない施設では資金繰りが苦しくなっている可能性もある。交付決定は4月1日に行われているのだから、交付時期を早めていただきたい。	意見	平成30年度における私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金は、8月中旬に最初の交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。
127	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No40. 私立保育所運営費補助金 (3)結果 (意見2)補助金の交付日について 補助金が6回に分けられて均等額が交付されているが、最初の交付日が10月上旬となっており、しかも10月に3回に交付されている。交付日が遅くなっているため資金に余裕のない施設では資金繰りが苦しくなっている可能性もある。交付決定は4月1日に行われているのだから、交付を早めていただきたい。	意見	平成30年度における私立保育所運営費補助金は、8月中旬に最初の交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。
129,130	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No41. 私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金 (3)結果 (意見1) 平成28年度より新たに開始された補助事業であり、補助金の必要性に問題はないが、効果を測定する方法が明確になっていない。保護者へのアンケートを実施する等の方法によりどのような効果が得られているか、改善事項は無いかなどを検討していただきたい。	意見	平成28年度の事業開始後、利用者アンケートを実施しており、その結果、子どもの健康増進や衛生面での改善のほか、保護者の負担軽減にも繋がったとする回答を得ております。一方で、保護者としての役割(食べた量の把握)や献立内容の改善など検討を要する意見を踏まえ、保育所での生活を楽しく豊かにする保育所給食の目標達成に向け、今後も改善に努めてまいります。

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
132	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No42. 認定こども園運営費補助金 (3)結果 (意見) No40. 私立保育所運営費補助金の(意見2)に同じ。	意見	平成30年度にける認定こども園運営費補助金は、8月中旬に最初の交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。
134	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No43. 私立幼稚園運営費補助金 (3)結果 (意見) 補助金の交付日について 補助金の交付決定通知書が5月1日だが、交付日が10月31日頃となっており、相当な期間を要している。運営費の補助であるので施設の資金的負担を軽減するために早期に交付することが望ましい。	意見	平成30年度における私立幼稚園運営費補助金は、7月中旬に交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。
135	子ども未来部	青少年育成課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No44. 久留米市校区青少年育成協議会等補助金 (3)結果 (意見1) 実績報告書は監査役の監査が必要になっているが、実績報告書の日付が3月31日と早いためか監査役の署名押印が無いものが散見された。実績報告書の提出後、監査役の監査を受けているケースがあるとのことである。領収書との照合等は事務局では行っていないため、責任の所在を明確にするために監査役の署名押印のある実績報告書を入手して決裁稟議に回すようお願いしたい。	意見	平成29年度久留米市校区青少年育成協議会等補助金より、監査役の署名押印された実績報告書を決裁に添付するように改善済み。
141	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No47. すくすく子育て委員会補助金 (3)結果 (意見1)実施校区の拡大について 平成28年度は46校区中28校区で事業を実施している。子育ての支援に直接貢献する事業であり、市も事業の推進と拡大を図っている。運営は地元のボランティアの協力によるところが大きいので難しい面もあるようであるが更に拡大に努めていただきたい。	意見	平成30年度に1校区で新規に開始し、29校区で実施している。未実施地区については、校区の主任児童委員へ事業説明を行ったり、市主催の支援団体講座への参加を呼びかけ、実施に向けた意見交換などを行っている。

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
152	環境部	資源循環推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 環境部 No52. 地域分別推進活動事業補助金 (3)結果 (意見2)地域分別推進活動事業補助金 補助金の目的は、主としてごみ集積所での立ち番等の諸活動を推進する事であるが、市では各地区における衛生連合会の収支決算書の数値を確認するに留まり、補助金が具体的に何に使用されたかの把握は行っていない。補助金が交付要綱第3条の「分別推進活動」のために使用されたことを、領収書等の証票書類で確認してみてもどうかと考える。	意見	久留米地区環境衛生連合会に対し、平成30年度実績報告時に領収書等の証票書類の添付を依頼し、提出を受けている。
154	環境部	資源循環推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 6. 環境部 No53. 資源回収奨励金 (3)結果 (意見1) 補助金の額は資源の回収量に比例しており、その数量は、上述したとおり回収業者が作成する「資源回収実績報告書」によってのみ市が把握する仕組みとなっている。奨励金の交付先が約500団体あるため全ての団体は難しいと思われるが、一定の基準を定めて資源の回収状況を市が直接調査を行い、その結果を書類として保存する体制を構築するべきではないかと考える。	意見	回収量が多い団体については、現地実態調査などを実施していたが、書類に残すことがなかった。平成30年度は、一部団体を対象に現地実態調査を行い、その結果については調査報告書を作成し保存するように変更した。
157	環境部	資源循環推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 6. 環境部 No54. 有価物(古紙・布類)回収事業費補助金 (3)結果 (意見2) 交付要綱には、収集経費を算定するための計算式は記載されていない。補助金の額の決定要因の一つに収集経費の額がある以上、その算定式は内規等の文書によって規定しておくべきである。	意見	平成30年度に収集経費算定に使われる算定式を文書化し事務要領として規定した。

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
160	環境部	環境政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 6. 環境部 No55. 久留米市環境衛生関連団体等補助金 (3)結果 (意見1) 補助金額の決定、交付等の手続きは、交付要綱に従い行われており、監査をした限りにおいて適正に実施されていた。但し、以下の点につき意見を記載する。 平成28年度の補助金の内訳のうち、事務費及び事業活動費補助1,000,000円は、平成27年度の統合にあたり資金不足が懸念された衛生連合会の財政支援を目的とするものである。ここで、衛生連合会の歳入歳出決算書をみると平成28年度は翌年度繰越額が9,226,196円であり、収入超過となっている。それと同時に、衛生連合会の預金残高は増加傾向となっている。そのため、統合にあたっての財政支援は、当初の目的に達したとして平成29年度を最後に終了する事が担当課と衛生連合会の間で合意されているとのことである。今後その合意を確実に実行されたい。</p>	意見	当初予定通り交付要綱を改正し、事業費及び事業活動費補助を廃止した。
176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3)結果 (意見6)「久留米市植木農業協同組合」について福岡県苗木農業協同組合で述べたのと同様である。</p>	意見	今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
178	農政部	生産流通課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No63. 野菜価格安定事業費補助金 (3)結果 (意見2)</p> <p>上記(2)監査の着眼点①について問題はなく、②について手続面での特段の問題はない。 しかし、実績報告書は、当該年度の精算額とこれと全く同額の次年度予算額が記載されているだけで、実際に最低保障額を下回り填補された金額はいくらであるのか、それによって次年度へいくら繰り越されたのかなどの詳細な事項までは担当課のほうで把握ができていない。上述したように、負担金的性質が強いことは否めないとはいえ、そのことが直ちに本件に関する詳細な内容についての把握が不要となるわけではない。 実績報告書には、少なくとも、翌年度の繰越金額、当該年度の補助金額、当該年度に支出した填補額、次年度への繰越金額を計上し、支出した填補額の根拠を示す内容を報告すべきである。</p>	意見	<p>29年度におきましては、3月末時点での当該年度に支出した補填額、次年度への繰越額について実績報告書への記載を求め、把握できるよう改善いたしました。 また、平成30年度より支出科目を整理し「負担金」に変更しており、補填額や繰越額については、事業実施者である「ふくおか園芸農業振興協会」からの交付通知等で把握しております。</p>
179	農政部	生産流通課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No64. 学童農園設置事業費補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>上記(2)監査の着眼点①について問題はなく、②、③について手続面での特段の問題はない。なお、10万円の予算を使い切るため年度末に少額ではあるが調整的支出が認められるのが若干気になった。円滑な支出事務処理上の許容範囲とみるか、改めるよう指導するか、検討していただきたい。</p>	意見	<p>年度末において、調整的な支出と認められるような支出は行わないよう指導を行い、改善しました。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
181	農政部	みどりの里づくり 推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3)結果 (意見1)「久留米つつじまつり実行委員会」について 実績報告書の内容は、経費の配分と収支計算書のみとってよく、具体的な事業の内容やその成果・効果についてほとんど把握できないものとなっており、問題である。 久留米市としては、つつじまつりは、市の花であるつつじに触れる大事な機会であると捉えている。しかしながら、事業団体からの報告内容は詳細等について不十分なものとなっているのではないと思われる。効果的・効率的な事業実施のため、詳細な事業内容とその成果についての報告をさせるべきであり、そのような指導・監督をしていただきたい。</p>	意見	<p>事業内容等の詳細が不足しているとの意見に鑑み、今後は事業内容、その成果について実績報告において報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>
198, 199	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No74. 商品券発行事業費補助金 (3)結果 (意見1) 平成28年度より商品券の販売方法を対面販売方法に加えて事前予約販売方法を追加している。昨今、スマートフォン等のIoTの進化は著しいことから、販売方法にインターネット販売方法を追加しプレミアム商品券の購入方法を拡大することも、取扱店アンケートの結果である「事業の継続性」を担う有用な手段と考える。 また、所管部署の他の補助対象事業として久留米市中心市街地活性化基本計画を達成するための事業等があり、交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要と考える。</p>	意見	<p>買占め防止のため販売時に本人確認を行っており、インターネットを用いた販売については実施していない。一方で、事前予約販売方法を採用した平成28年度から久留米商工会議所においてインターネットでの事前予約を行っているが、その利用割合は約30%に止まっている。 なお、中心市街地活性化の効果測定については、4つの指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)を設け、毎年、総合的な評価を行うとともに、その結果については商工会議所も含む民間事業者等で組織された中心市街地活性化協議会にも報告を行っている。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
201	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No75. 信用保証協会保証料補給金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「中小企業者が制度融資利用時の一時的な負担が大きい保証料の補給を行うことで、早期に経営の安定が図られること」を示す指標は、定量的に設定はされていない。例えば、久留米市内の中小企業、零細企業の倒産件数を増加させないという観点など、当該補助金の効果の検証を定量的に実施することが必要と考える。 また、当該補助金の定性的な側面についても、保証料の補給先へ事後調査等を行い、保証料補給の重要性等についての回答を入手することも有用な手段と考える。</p>	意見	<p>信用保証料の補給により、中小企業が安定した経営を図られる効果が期待でき、その後の融資返済にも好影響を与えたと考える。そこで、市制度融資利用者の返済状況を定量的に検証を行う。 また、保証料補給を含めた市制度融資について、中小企業へ融資を実行している金融機関より、聞き取りを行うなど、中小企業者の経営の安定に寄与する制度となるよう努めている。</p>
210	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No77. 久留米商工会議所補助金、No79. 久留米南部商工会補助金、No81. 久留米東部商工会補助金 No88. 田主丸町商工会補助金 (久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金) (3)結果 (指摘1) 補助事業の実績報告の観点において、久留米商工会議所より入手している資料を基に、補助対象経費の審査を実施している。当該審査に係る資料にて、全体合計及び市補助金の確定額に影響を及ぼすほどの重要な内部統制上の不備ではないが、「経営改善普及事業費(2)～(11)」欄の増減の小計が誤っており、当該資料に係る確認方法を改善することが必要である。</p>	指摘	<p>ご指摘の件につきましては、平成30年度より当該資料の表計算チェックの仕組み、また、資料に係わる確認方法を改めた。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
221	商工観光労働部	新産業創出支援課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No82. ビジネスインキュベーション支援事業費補助金(久留米ビジネスプラザ分) (3)結果 (指摘1)</p> <p>この補助金を支給している株式会社久留米ビジネスプラザは、資本金18億5千万円のうち久留米市が16.26%を出資するオフィスビル、駐車場の賃貸・管理及び運営を行い、平成29年3月期は、賃貸等不動産に関する利益は18,685千円を計上している第三セクターである。 一方、当該補助金の支出内訳は以下のとおり、経費の70%に当たる3,393千円が株式会社久留米ビジネスプラザの専務、参事(いずれも市職員の退職者)の person 費である。インキュベーションに係る直接的な経費は賃料補助463千円とセミナー関連費用980千円である。 専務、参事は株式会社ビジネスプラザの管理全般も一部担っていることから、専務、参事の person 費全てをビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出するのは補助金の趣旨に合致していない。 賃貸事業の管理等にかかる person 費は第三セクターの収入等他の財源で負担すべきで補助金の person 費負担を明確に区分しなければならない。</p>	指摘	<p>専務、参事の person 費全額をビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出していましたが、補助金の趣旨に鑑み、平成31年度より、プロパー職員を含めた総 person 費のうち補助対象業務に従事する割合より、補助額を積算する方法に変更しております。</p>
242	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No87. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金 (3)結果 (指摘1)</p> <p>くるめヨカモン屋における損益分岐点となる日商と平成28年度の平均日商とを比した場合、補助金を含む場合で損益分岐となる日商のおよそ2分の1、補助金を含まない場合では3分の1程度という状況である。くるめヨカモン屋が開店し補助金が交付されて2年目であるも、損益分岐点の日商と著しく乖離していることから、補助金の効果(地場産品販売を通じた魅力ある情報の発信)が見受けられないと判断されるなら、事業そのものからの撤退を検討しなければならない。現在、その効果を測る指標がないことから、その指標の設定と、効果測定を終期の設定について検討すべきである。</p>	指摘	<p>久留米物産館六ツ門店は久留米シティプラザに隣接し、シティプラザへの来館者をメインターゲットに久留米市が誇る優れた地場産品や広域的な観光情報を提供し、久留米の魅力発信する拠点施設である。 しかしながら、損益状況の改善は必須であり、平成29年度から売上改善策と経費削減策、運営方法の改善策を実施し、その結果、店舗環境は大幅に改善され、売上高(H30年度はH29比で約150%増)や入店客数(H30年度はH29比で約150%増)ともに大きく改善が見られる。 今後も、より魅力的な店舗を目指し、さらなる商品構成の改善と経費削減に取り組み、最終的には、市からの補助金に頼らない店舗運営を目指す。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
242	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No87. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金 (3)結果 (意見1) 損益状況を改善するひとつの方法として、運営母体を変更することも必要と考える。現在は株式会社ハイマートがくるめヨカモン屋を運営している。物産店に係る経営方法を有していること、つまり魅力ある物産の仕入先に精通しており、来店者以外の販路先を拡大することができる等の運営母体へ変更することも損益状況及び資金収支を改善する方法と考える。また、購買者の動向を分析し、購入された物産数を集計し、在庫リスク(物産が陳腐化し廃棄する等)を低減する策を実施することも必要である。 補助対象事業に係る対象経費の家賃について、黒字化及び収支プラス等の損益状況を改善するため、契約先と賃料について減額交渉することも必要と考える。</p>	意見	<p>平成29年度に、経営改善のため、売上改善策と経費削減策、運営方法の改善策等について、ハイマート久留米と協議を行った。 その結果、平成30年度からは、販売業務を地場産くめに委託し、売上改善策としての外商の拡大、経費削減策としての賃金の見直しや売上量に応じた仕入れの実施し、店舗内外のディスプレイの賑やかさや取り扱う商品数も豊富となり、売上高(H30年度はH29比で約150%増)や入店客数(H30年度はH29比で約150%増)ともに大きく改善した。 今後も、より魅力的な店舗を目指し、さらなる商品構成の改善と家賃も含めた経費削減に取り組む、最終的には市からの補助金に頼らない店舗運営を目指す。</p>
249	城島総合支所	産業振興課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No90. 城島まつり補助金 (3)結果 (指摘1) まつりで実施されるアオみこしのタイムレース賞、仮装賞として、順位に応じ、現金2万円～4万円が支出されているが、市の補助金の使途としては好ましくない。商品等を提供するとしても市の祭りであることに鑑み再検討しなければならない。</p>	指摘	<p>城島まつり実行委員会役員会(H29.12.11開催)で補助金の使途に関する指摘事項を協議していただいたところ、現金の支出は取り止めることとなった。また、実行委員会からの商品等の提供に際しては、市の補助事業であることを十分に認識し、市民の理解を得られる妥当な範囲に収めるようにすることも確認された。平成30年度より、賞金を廃止し、町の特産品を提供した。</p>
249,250	商工観光労働部	産業振興課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No90. 城島まつり補助金 (3)結果 (意見2)開催時期について 現在の久留米市は旧久留米市と旧4町が合併した関係で、旧久留米市と旧4町が開催するまつりがそれぞれに継続し、久留米市の各地域の振興を図ることは望ましいことと考えられる。 しかし、旧4町の祭りは9月～11月の時期に集中していることから、市内、市外の観光客がそれぞれの祭りに分散し、久留米市のまつり全体の集客効果が薄れているのではないかと考えられる。 また、台風、大雨の時期に重なり、来客数が大幅に減少している祭りも出ていることから、開催時期を見直し可能なまつりについては開催時期を見直し、より効果的な集客が行えるよう努めるべきだと考えられる。</p>	意見	<p>これまでの慣例やまつり発祥の意義、町内のイベントの開催時期、ボランティアで行っている実行委員側の労力等を勘案すると、現状での実施時期見直しは困難である。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
256	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No91. 久留米都心部イルミネーション事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「中心市街地における冬場の賑わいづくり、市民の郷土愛の醸成など」を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、イルミネーション参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。平成27年度にくるめ光の祭典事業のイルミネーションに係るアンケート調査は実施しているものの、平成28年度においては同様のアンケート調査は実施されなかったことから、情報資産の蓄積の意識に乏しいといえる。 イルミネーションの必要性を確認するためには、久留米市民の意見を伺うことが必要であり、かつ当該意見を反映できるような取り組みを行うことが重要である。したがって、アンケート調査を含む効果測定の方法の要領等を作成し、補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、当事業の目的である「市民参画による光と賑わいを創出し、市民の活力をもって冬季の魅力づくりや来街促進を図る」には、市民アンケートは必要なものであると考えており、毎年、市民アンケートへの掲載依頼を行っている。 このような認識の下、平成28,29年度は紙面の都合等で採用されなかったが、平成30年度は市民アンケート「くるモニ」において、市民の満足度や意見を伺っており、今年度も実施する予定である。 この市民アンケート結果については、実行委員会や運営部会にて情報を共有し、ご意見が多いもので、高い効果が見込め、事業予算内での実施が可能なものから事業への反映に向けた検討を進めている。</p>
262	商工観光労働部	労政課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No92. 雇用奨励補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、所管部署では翌年度の1月から2月にかけて前年度の4月1日から3月31日までを対象として、該当年度の申請者に係る雇用の定着率を雇用先へアンケート調査している。当該定着率を効果測定の指標として用いることは適当と判断する。 しかし、当該調査期間については、平成27年度より上述した対象期間にて調査しており、平成26年度以前においては現在の対象調査期間と異なることから、雇用の定着率の期間比較可能性が損なわれていることは否定できない。また、雇用の定着率に係る調査方法の具体的な業務を指示する要領等は見受けられないゆえ、雇用の定着率を含む効果測定の方法の要領等を作成し、雇用奨励補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。 つまり、雇用奨励補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し、当該方法を継続運用すること、さらには当該方法により集計された雇用の定着率等を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことまで必要とされたい。</p>	意見	<p>雇用奨励金に関わる効果測定業務の実施方法については、ご指摘をいただいた後、マニュアルを作成し、平成27年度分からは、毎年同じ時期に調査を実施しているところです。定着率等の情報をデータとして蓄積し、今後の施策立案に役立ててまいります。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
271	商工観光労働部	新産業創出支援課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No95. 知的財産普及活用推進事業費補助金 (3)結果 (指摘1)</p> <p>以下は、平成29年度の補助金の決算書である。人件費3,393千円は、第三セクターの株式会社ビジネスプラザの管理全般も一部担う専務、参事(いずれも市職員の退職者)の人件費になるが、専務、参事の人件費は補助対象事業以外の業務にかかる部分については補助金額から減額すべきである。詳細はビジネスインキュベーション支援事業費補助金(久留米ビジネスプラザ分)に記載している。</p>	指摘	<p>専務、参事の人件費全額をビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出していましたが、補助金の趣旨に鑑み、平成31年度より、プロパー職員を含めた総人件費のうち補助対象業務に従事する割合より、補助額を積算する方法に変更しております。</p>
275	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No96. 中心市街地活性化協議会補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>補助事業の効果測定等の観点において、上述する市が期待する効果を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。協議会より提供される事業報告書は書面にて入手しているものの、情報資産として蓄積し、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。 そして、蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。</p>	意見	<p>協議会より提出される事業報告書にある事業については、事業ごとに情報資産として蓄積するとともに、毎週1回、事業の進捗状況や今後の事業継続、新しい取り組みの検討の必要性について、意見交換を実施している。</p> <p>また、中心市街地活性化の取り組みについては、4つの効果測定指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)を設け、毎年総合的な評価を行うとともに、その結果については中心市街地活性化協議会にも報告を行い、追加施策の導入や事業継続の要否につなげている。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
280	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No97. 人にやさしい商店街づくり事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、上述する市が期待する効果を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、当該イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。</p>	意見	<p>来街者の顧客化につなげるため、交付先団体やタウンマネージャーがイベント参加者や参加店舗向けのアンケート調査を実施し、結果分析を行うとともに、情報の蓄積を図っており、これらの情報をもとに、事業のアフターフォローや改善を行い、商店街のさらなる魅力づくりにつなげている。</p>
280	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No97. 人にやさしい商店街づくり事業費補助金 (3)結果 (意見2) 所管部署の他の補助対象事業として久留米市中心市街地活性化基本計画を達成するための事業等があり、交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要と考える。また、当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。</p>	意見	<p>中心市街地活性化の達成度合を図るために設けている4つの指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)の達成状況を、毎年商工会議所を含む民間事業者で構成される中心市街地活性化協議会に報告しており、その結果を踏まえ、対象事業等の成果や今後の方針等についての意見交換を行い、追加施策の導入や事業継続の要否等の検討を行っている。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
283	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No98. 久留米つつじマーチ事業補助金 (3)結果 (意見1) 成果指標をただ参加者人数とするのではなく、海外からの参加者、県外からの参加者、市民の参加者、宿泊者の経済的効果など細かく把握し、イベント開催の効果を目に見える形に落とし込み、次年度以降への開催につなげる視点があっても良いものと考えられる。</p>	意見	<p>イベントの効果測定については、参加者の属性等を把握し、次年度以降の実施に向けた資料とする。</p>
285	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No99. (公財)高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金 (3)結果 (意見1) 高山彦九郎の墓所に隣接する遍照院庭園や茶室は管理が行き届いており、寺町の観光スポットの一つとなる可能性を持った庭園等であると考えられるが、訪問者数は少なく、市内住民、市外、海外の観光客に対する認知が全くない状況である。また、久留米市側の観光資源として活用していく具体的方針がない状況である。一定の補助金を支給して庭園などを管理しているのであれば、市が認めている価値を一般市民が共有できるような発信をする責任が市には存在するものとする。</p>	意見	<p>国内外の観光客に向け、「新しい久留米の歩き方」の10コースに設定し、観光スポットとして寺町周遊とあわせた情報発信を実施した。また、今後周辺部の公園としての整備や道路整備についての検討も進められていくことから、効果的な取り組みを検討していく。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
289	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No100. 中小企業共同事業等補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化」を示す具体的な指標(例.商店街における購入者の人数又は売上高等)の設定は見受けられない。交付先より事業実績報告書における実施・効果欄にて回答結果は得ているものの、当該回答は主観的な感想に留まっており、客観的な計数等で示された測定検証は見受けられない。</p> <p>補助事業の効果を検証するために、商店街における購入者の人数又は売上高等の具体的な指標を設定することが必要である。そして、当該指標のデータを蓄積し、期間比較を実施できるよう業務体制の整備及び運用方法を構築することが必要である。また、当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。</p>	意見	<p>客数や売上高は会社経営の根幹であり全ての個店を調査することは困難であるが、商工団体やイベント主催団体、タウンマネージャーが可能な限り参加者の状況や反応を聞き取っており、それらの内容を情報交換しながら追加施策や次年度の事業継続の要否等の判断材料とし、協議を行っている。</p>
291	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No101. 中小企業経営改善支援事業費補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「商工会議所の職員では対応が難しい専門性が高い相談への対応が可能となり、もって、中小企業への経営安定・経営改善が期待できる。」を示す指標は、定量的に設定はされていない。当該事業の利用件数を増加させるという指標を設けるよりも、中小企業改善支援事業の交付先よりアンケート調査による回答を入手している現状は効果測定を定性的に評価できることから、当該調査を継続していくことが望ましい。また、調査により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。</p>	意見	<p>支援を受けた中小企業に実施している、事後アンケート調査結果を集計し、データの蓄積を実施している。このデータより市内企業の支援ニーズを把握し、施策の検討に活用している。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
297	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No102. 海外経済交流事業費補助金 (3)結果 (意見1) 海外ビジネスコーディネーター事業におけるビジネスマッチング成約後の企業に対する調査までは実施されていないことから、所管部署等において、ビジネスマッチング後のフォローアップを行うが重要と考える。具体的には、ビジネスマッチングが成功した事例又は失敗した事例の該当企業に対して、アンケート調査を実施し、成功した要因並びに失敗した要因を把握し、要因の情報を蓄積することが必要である。当該情報を検討会におけるコーディネーター等と情報共有できる仕組みを構築し、新規案件時に情報を活用することで市が期待する補助金の効果である、海外ビジネス展開した企業の収益向上に伴う税込増加に間接的に繋がると考える。</p>	意見	<p>ビジネスマッチング後のフォローアップとして、職員による企業訪問を実施し、海外展開状況のヒアリングしている。平成30年度より、海外展開事例を資料にまとめ、他の案件やコーディネーターとの情報共有に活用していく。</p>
302	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No103. 中心市街地活性化推進イベント補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「各団体等が実施するイベントによる賑わいの促進」を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、当該イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。現状、くるめ日曜市や商店街魅力向上事業に対するアンケート調査方法等の具体的な要領等は見受けられない。そのため、アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、中心市街地活性化推進イベント補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。つまり、中心市街地活性化推進イベント補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。</p>	意見	<p>イベント参加者の反応については、実施主体や商工団体、タウンマネージャー等の聞き取りにより、可能な限り入手しているところである。 また、中心市街地活性化の取り組みについては、4つの効果測定の指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)を設け、毎年、総合的な評価も行っており、それらの結果等を踏まえ、次年度の事業継続の要否等の判断材料としている。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
308	商工観光労働部	労政課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No104. 久留米市勤労者福祉推進団体補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>補助事象の実績報告の観点において、所管部署では、交付先より事業報告書及び収支決算書を入手しているものの、補助対象事業に係る必要経費の決算額の内訳を把握できる資料明細までは入手していない状況である。つまり、久留米地区労政懇談会の収支決算書における補助対象事業の必要経費である(2)学習・講演会費、(3)文化・体育、(4)メーデー、(6)地域懇談会、(7)クリーンキャンペーン及び(8)労働相談事業の支出額、並びに筑後地区労働福祉推進会議の収支決算書における補助対象事業の必要経費である①雇用問題、②医療・年金・福祉、④勤労者祭典、⑤文化・体育及び⑥時短の支出額については、各経費明細の確認検証は実施されていない。</p> <p>ゆえに、所管部署において、交付先から入手する収支決算書に係る事業経費のうち、補助対象事業の経費については、交付先より補助対象事業の経費金額及び内容等の明細を確認できる資料を入手すると共に、領収書等の根拠証憑の有無を確認する及び補助対象経費に該当するか否か等精査することが必要である。また、交付先に対して、該当する補助対象経費の元帳、根拠証憑の整理及び保管を含む指導を強化していくことも必要である。</p>	意見	<p>補助事業の実績報告時の確認方法につきましては、ご指摘いただいた後、平成29年度分より、補助対象事業の領収書、通帳、出納簿等の関係資料の確認を実施しているところです。</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
311	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No106. サイクリングセンター事業費補助金 (3)結果 (意見1)制度の一体的運営 久留米市にはブリヂストンの発祥の地として、自転車利用を促進するための取組が複数の部で複数存在するが、それぞれが単発で方向性が異なっているように見受けられる。 制度、部署を今一度見直し、調和性のある一体的な制度となるよう整理することが望まれる。 具体的には、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が市の補助金を活用し、(1)サイクルファミリーパーク、(2)レンタサイクル事業 ①百年公園サイクリングセンター、②耳納北麓レンタサイクルを実施しており、都市建設部交通政策課がコミュニティサイクル利用促進事業として久留米市コミュニティサイクル『くるクル』を実施している。 観光・国際課は観光客や市民の観光や休日の楽しみの一環としてのサイクリングに着目し、交通政策課は日常の乗り物としての自転車に着目しているのかもしれないが、一体的に展開することでより効果が期待できると考えられる。</p>	意見	<p>ご指摘を踏まえ、「百年公園サイクリングセンター」については、久留米市コミュニティサイクル『くるクル』が近くに設置されたこともあり、平成30年度をもって廃止した。今後も、交通政策課と連携を図り、一体的かつ効果的な取り組みとして整理していく。</p>
312	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No106. サイクリングセンター事業費補助金 (3)結果 (意見2)百年公園サイクリングセンター 百年公園サイクリングセンターの事業は646千円と少額の予算で貸自転車86台、開園日数98日を管理運営している。開園日98日1日当たりの管理運営経費は6,591円(利用料収入は考慮外)で1日8時間～11時間の貸出時間をカバーしているので、収支はマイナスとなり、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が不足額を補填する、という構造である。 利用者も少なく、久留米市民の認知度も低いことから事業を廃止して、他の観光ツールへ事業費を集約した方が、観光資源の有効活用になると考えられる。</p>	意見	<p>ご指摘を踏まえ、施設の運営や観光客誘致等について検討した結果、平成30年度をもって事業を廃止した。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
314	商工観光労働部	新産業創出支援課(H28年度) 商工政策課(~H27年度)	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No107. ものづくり支援事業費補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>当該補助金に関するホームページには、制度概要(対象者、対象事業、委託支援額等)を記載しているのみで、各年度の補助企業、補助内容、補助金額等は公表されていない。補助企業名等の公表は利用者側が好まないこともあるかもしれないが、市からの補助実績については公表することで市民への説明責任を果たすことになり、後発の補助金申請者への補助金利用の誘因となると考えられる。従って、補助実績、成果等についてできるだけ公表することがのぞまれる。</p>	意見	<p>ご指摘を踏まえ、平成30年より各年度の採択企業名、テーマ名等を公表しております。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
321, 322	議会事務局		<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 10. 議会事務局 No110. 政務活動費交付金 (3) 結果 (意見1) 調査研究費について</p> <p>政務活動費の支出事務は、市議会の申し合わせによって策定された「政務活動費マニュアル」に従って実施されているところ、同マニュアルによると、調査研究の報告書は、「宿泊を伴う視察調査」を行った場合にのみ提出を求める扱いとなっている。しかし、この点について意見がある。まず、政務活動は、「久留米市議会政務活動費の交付に関する条例」(以下、「本件条例」という。)第6条において、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」と定義されており、当然、調査研究費も、このような活動のために支出されなければならないものである。この点、調査研究(そのほとんどは視察である)を実施した後の「視察報告書」とは、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって調査・視察が必要であると考えたのか、なぜその視察先を選定したのか、実際に当該調査・視察を実施した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのか、を把握するために極めて重要なものである。端的に言えば、「視察報告書」とは、当該調査研究(視察)が真に政務活動としての意義を有しているか否かを判断しうるものでなければならない。</p> <p>そして、このような「視察報告書」の重要性は、「宿泊を伴う」視察であろうと、「宿泊を伴わない」視察であろうと、何ら異なるところはないのであるから、「視察報告書」の提出を「宿泊を伴う」視察に限定している取り扱いは見直すべきである。</p> <p>また、政務活動費支出の適切性・効率性等を判断するために本件条例第8条が規定する事業実績の報告書においては、視察日時と場所しか記載されておらず、実績報告書からは具体的な視察目的・成果が全く分からないものとなっていることから、各視察の報告書は、実績報告書に添付して議長へ提出すべきである。</p> <p>また、「視察報告書」の内容についても監査を実施したが、その記載内容自体にも改善を求めたい。</p> <p>前述したとおり、政務活動が、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」である以上、「視察報告書」は、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって調査・視察が必要であると考えたのか、なぜその視察地を選定したのか、実際に当該調査・視察を実施した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのかを把握できる内容でなければならないはずである。</p> <p>しかし、視察報告書の「感想」欄には、数行程度の単なる感想が記載されているものが散見されるとともに、視察先で入手したパンフレットや説明文を添付しただけのものも見受けられ、どのような成果が得られ、どう生かせるのかについて記載されたものはほとんどなかった。</p> <p>これは「政務活動費マニュアル」が例示する報告書の書式自体に原因があると考えられる。視察報告書の書式に設けられた項目は、「期日」、「視察地」、「参加者」、「視察項目」、「説明者」、「説明内容」、「感想」しかない。</p> <p>上述した視察報告書の意義に照らすならば、報告書には、上記項目に加え、「当該視察地を選定した背景」や、「視察の目的」を設けるべきである。そして、「感想」ではなく、「視察の成果と久留米市へ期待される効果」を記載すべきである。</p> <p>政務活動費のうち、視察費用及び研修費が多くを占めている(平成28年度の決算額19,010,190円のうち、視察費用及び研修費は12,706,470円で全体の約67%を占めている)ことからすれば、その報告書の重要性はさらに大きいといえる。</p>	意見	<p>10月1日付で以下のとおり変更を行いました。</p> <p>①視察報告書については、宿泊の実施に関わらず提出。 ②視察報告書の様式例について、「感想」欄を削除し、「視察の目的」「当該視察地を選定した理由」「視察の成果と久留米市へ期待される効果」欄を追加</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
322, 323	議会事務局		<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 10. 議会事務局 No110. 政務活動費交付金 (3)結果 (意見2)研修費について 研修費についても、「政務活動費マニュアル」において、研修会の報告書は、「宿泊を伴う研修会」に参加した場合にのみ提出を求める扱いとなっている。 しかし、政務活動が、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」である以上、その活動の一環としての「研修報告書」は、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって研修への参加が必要であると考えたのか、当該研修に参加した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのかを把握するために重要な意義を有するものであるから、調査研究費で述べたのと同様、報告書の提出を「宿泊を伴う」場合にのみ限定することは見直すべきである。 また、「研修報告書」の内容についても監査を実施したが、その記載内容自体にも改善を求めたい点がある。 これも、調査研究費で述べたのと同様、研修会参加の動機・目的が不明で、「感想」も単なる感想に留まるものがほとんどである。これも、「政務活動費マニュアル」が例示する報告書の書式自体に原因があると考えられる。研修報告書の書式に設けられた項目は、「期日」、「開催地」、「参加者」、「研修項目」、「説明者」、「説明内容」、「感想」しかなく、研修会への参加動機・目的、得た成果が把握できない。 一方、研修会は、それ自体、市政に関する重要なテーマを扱っているものがほとんどであること、知識やノウハウの習得は、それ自体が市議会議員の資質を向上させるものと考えられること、研修会での成果は直ちに具体的な市政への反映が実現できるわけではないものも多いと考えられることなどから、調査研究における報告書と同程度の詳細な報告を求めることが必ずしも適切とはいえない。 したがって、少なくとも、報告書には、上記項目に加え、「当該研修への参加動機・目的」を設け、「感想」ではなく、「研修の成果」を設けるべきである。</p>	意見	<p>10月1日付で以下のとおり変更を行いました。</p> <p>①研修報告書については、宿泊の実施に関わらず提出。 ②研修報告書の様式例について、「感想」欄を削除し、「当該研修への参加動機・目的」「研修の成果」欄を追加。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
326	農業委員会	(所管課)農政部 農政課 (事務執行)農業 委員会	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 11. 農業委員会 No111. 土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金 (3)結果 (指摘1) 本件補助金は、交付を受けようとする農業経営体が、所定の申請書を提出して申請し(本件交付要綱第4条1項)、これを受理した市長が、その内容を審査し、その適否を決定するものとされている(同第5条1項)。 しかしながら、実際の運用上は、まず、市側から、交付要件を満たすと思われる申請対象者に対し、申請を促す「案内文」を発送し、申請対象者は、印鑑と振込先通帳を持参して登庁し、既に市側で作成された申請書に、日付、生年月日を記載し、捺印することとなっている。 この「案内文」発送にかかる決裁手続において、本件「交付要綱第4条に基づき、申請対象者に発送したい」として決裁を仰いでいるが、上述したとおり、「案内文」発送は、本件交付要綱第4条に基づく行為ではなく、同条第4項に基づく申請を促すための誘引行為であり、決裁を仰ぐ根拠として誤った表現(決裁手続)となっている。 したがって、かかる表現(決裁手続)について見直す(改める)必要がある。</p>	指摘	<p>決算文書の「交付要綱第4条に基づき、」という文章を削除し、要綱に沿った決裁文書の文面へと訂正した。前年度の決裁文章をそのまま引用していたことから、誤った表現を使っていたが、今後は、決裁の際にはきちんと要綱を確認するように徹底する。</p>
335, 336	健康福祉部	長寿支援課	<p>第4章 各部別 各論 (負担金) 1. 健康福祉部 No114. 浮羽老人ホーム組合負担金 (3)結果 (意見1) 負担金支出による効果について、規約で負担金割合が定められており、規約に則り負担金を支出することには問題ないとする。一方、定員数55名に対して久留米市からの措置による入居者数は2名、平成28年度における負担金支出額は15,223千円であり、規約どおりに久留米市における負担金支出が妥当か否かを検討することが望ましい。</p>	意見	<p>負担金の増大等の課題を踏まえ、平成28年に運営のあり方を検討する「組合議会全員協議会」を設置し、協議会での意見に沿って平成31年4月より民営化し、一部事務組合は平成31年3月31日をもって解散した。</p>

平成29年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

補助金等に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
336	健康福祉部	長寿支援課	<p>第4章 各部別 各論 (負担金) 1. 健康福祉部 No114. 浮羽老人ホーム組合負担金 (3) 結果 (意見2)</p> <p>組合が浮羽老人ホームの運営に携わり、13年以上経過している。運営主体の見直しを実施することも必要と考えられる。なお、見直しする際には、見直しの根拠となる経営指標(例.入居率が一定水準で維持できる、歳入歳出の収支が継続してプラスなど)を設定することが必要である。</p> <p>組合からの歳入歳出決算書のうち、歳出における2老人ホームの支出済額1事務費及び2事業費の内容を把握できる明細資料を入手しているものの、当該資料を基に組合側への質問等を実施し、当該事務費及び事業費の検証をすることも、久留米市側が負担金支出の妥当性を検討する上での一つの有効な手段と考えられる。</p> <p>また、うきは市と久留米市の市長をはじめとする市議会議員にて組合における歳入歳出決算書は決議されており、かつ監査委員による監査が実施されている。しかし、一層の負担金支出の妥当性を確保する手段として、負担金の実質的な効果を測定するため、福岡県、うきは市と協議し、第三者による外部監査を導入することも効果的と考える。</p>	意見	<p>負担金の増大等の課題を踏まえ、平成28年に運営のあり方を検討する「組合議会全員協議会」を設置し、協議会での意見に沿って平成31年4月より民営化し、一部事務組合は平成31年3月31日をもって解散した。</p>